

仕 様 書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 市川市立学校等飲料水及びプール水水質検査業務委託
2. 業務目的 本業務は、学校保健安全法の規定による学校環境衛生基準に基づき、飲料水及びプール水の水質検査を行い、環境衛生を維持することを目的とする。
3. 施行場所 市川市市川2丁目32番5号 市川小学校 外59校（園）
※詳細は別紙1「検査対象施設一覧」参照
4. 施行期間 令和8年6月1日 から 令和8年8月31日
5. 施行内容
＜飲料水水質検査＞
(1) 検査項目
 - ① 一般細菌
 - ② 大腸菌
 - ③ 塩化物イオン
 - ④ 全有機炭素（TOC）の量
 - ⑤ pH 値
 - ⑥ 味
 - ⑦ 臭気
 - ⑧ 色度
 - ⑨ 濁度
 - ⑩ 遊離残留塩素
ー 以下、妙典小学校のみ実施 ー
 - ⑪ 亜硝酸態窒素
 - ⑫ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - ⑬ 鉛及びその化合物
 - ⑭ 亜鉛及びその化合物
 - ⑮ 鉄及びその化合物

- ⑯ 銅及びその化合物
- ⑰ 蒸発残留物
- ⑱ シアン化物イオン及び塩化シアン
- ⑲ クロロ酢酸
- ⑳ クロロホルム
- ㉑ ジクロロ酢酸
- ㉒ ジブロモクロロメタン
- ㉓ 臭素酸
- ㉔ 総トリハロメタン
- ㉕ トリクロロ酢酸
- ㉖ ブロモジクロロメタン
- ㉗ ブロモホルム
- ㉘ ホルムアルデヒド
- ㉙ 塩素酸

(2) 飲料水（以下「検体」という。）の採取場所

検体採取場所については、受託者が各学校（園）と調整し、各学校（園）が日常使用している給水栓において、滞留水を排出後に検体を採取する。

(3) 検体採取方法及び検査方法

検体採取方法については、受託者が各学校を訪問し採取する。なお、1校当たり1検体とする。（採取方法及び時期については、受託者と各学校で協議すること。）検査項目①～⑨及び⑪～㉙の検査については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）により測定する。

検査項目⑩の検査については、水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）により測定する。

<プール水水質検査>

(1) 検査項目

- ① 遊離残留塩素
- ② pH 値
- ③ 大腸菌
- ④ 一般細菌
- ⑤ 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）

- ⑥ 濁度
- ⑦ 総トリハロメタン
- ⑧ 循環ろ過装置の処理水

(2) プール水（以下「検体」という。）の採水場所

プール水槽内及び循環ろ過装置の出口において検体を採取する。また、採取に関しては、プール通常使用時に行うものとする。

① 遊離残留塩素

プール全体の水質が把握できる場所とし、長方形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置 3 か所以上の水面下 20 cm 及び循環ろ過装置の取水口付近を原則とする。

② pH 値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度、総トリハロメタン

プール全体の水質が把握できる場所とし、長方形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置 3 か所以上の水面下 20 cm を原則とする。

③ 循環ろ過装置の処理水

採水栓から初流に沈殿物や浮遊物が出てくることがあるので、5 分程度放水を行った後に採水を行う。

(3) 検体採取方法及び検査方法

検体採取方法については、受託者が各学校を訪問し採取する。なお、1 校当たり 1 検体とする。（採取方法及び時期については、受託者と各学校で協議すること。）

① 遊離残留塩素

水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）により、現場で直ちに測定をする。

② pH 値・濁度・循環ろ過装置の処理水

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）により測定する。検体は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、12 時間以内に試験する。

③ 大腸菌・一般細菌

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）により測定する。検体は、あらかじめチオ硫酸ナトリウム（検体 100 mL につき 0.02 ～ 0.05 g）を入れて滅菌した採水瓶（容量 120 mL 以上）に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、12 時間以内に試験する。

④ 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）

過マンガン酸カリウム消費量については、滴定法により測定する。検体は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24 時間以内に試験する。

⑤ 総トリハロメタン

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）により測定する。検体は、精製水で洗浄したねじ口瓶に泡立えないように採取し、pH 値が約 2 となるように塩酸（塩酸 1 に対し精製水 10 の割合で希釈したもの）を試料 10 mL につき 1 滴程度加え、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験をする。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24 時間以内に試験する。

※ 検査項目・検査方法については、文科省「学校環境衛生管理マニュアル（平成 30 年度改訂版）」による。

6. 添付資料

別紙 1 「検査対象施設一覧」

別紙 2 「完了届」

7. 業務実施日及び業務時間

受託者が各学校（園）と実施日時の調整を行い決定すること。

8. 提出書類

(1) 検査結果報告書

施設ごとに 2 部作成し、委託者へ提出すること。

(2) 完了届

委託者が定める完了届（別紙 2）

9. その他

(1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(4) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の

目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (5) 業務の履行に当たっては、労働基準法及び学校保健安全法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

検査対象施設一覧

	施設名	所在地	電話番号	飲料水 水質検査	プール水 水質検査
1	市川小学校	市川2丁目32番5号	047-325-4758	○	○
2	真間小学校	真間4丁目1番1号	047-372-4726	○	○
3	中山小学校	中山1丁目1番5号	047-335-2711	○	○
4	八幡小学校	八幡3丁目24番1号	047-325-4763	○	○
5	国分小学校	東国分2丁目4番1号	047-371-6793	○	○
6	大柏小学校	大野町2丁目1877番地	047-337-8141	○	○
7	宮田小学校	新田4丁目8番15号	047-379-7647	○	○
8	富貴島小学校	八幡6丁目10番11号	047-334-2624	○	○
9	若宮小学校	若宮3丁目54番10号	047-339-2177	○	○
10	国府台小学校	国府台5丁目25番4号	047-372-4672	○	○
11	平田小学校	平田3丁目28番1号	047-379-6761	○	○
12	鬼高小学校	鬼高2丁目13番5号	047-335-0304	○	○
13	菅野小学校	菅野6丁目14番1号	047-324-5955	○	○
14	行徳小学校	富浜1丁目1番40号	047-357-3116	○	○
15	信篤小学校	原木2丁目16番1号	047-328-0165	○	○
16	稲荷木小学校	稲荷木1丁目14番1号	047-376-5961	○	○
17	南行徳小学校	欠真間1丁目6番38号	047-357-3126	○	○
18	鶴指小学校	大和田4丁目11番1号	047-379-3588	○	○
19	宮久保小学校	宮久保5丁目7番1号	047-371-2747	○	○
20	二俣小学校	二俣678番地	047-328-0105	○	○
21	中国分小学校	中国分1丁目22番1号	047-371-7886	○	○
22	曾谷小学校	曾谷7丁目18番1号	047-371-7888	○	○
23	大町小学校	大町84番地10	047-337-3610	○	○
24	北方小学校	北方町4丁目1356番1号	047-339-1701	○	○
25	新浜小学校	行徳駅前4丁目5番1号	047-395-5331	○	○
26	百合台小学校	曾谷6丁目10番1号	047-374-1811	○	○
27	富美浜小学校	南行徳2丁目3番1号	047-396-2522	○	○
28	柏井小学校	柏井町1丁目1149番1号	047-337-8877	○	○
29	大洲小学校	大洲4丁目18番1号	047-370-0300	○	○
30	幸小学校	幸1丁目11番1号	047-396-0770	○	○
31	新井小学校	新井1丁目18番13号	047-357-1722	○	○
32	南新浜小学校	新浜1丁目26番1号	047-396-9731	○	○
33	大野小学校	南大野1丁目42番1号	047-338-3000	○	○
34	塩焼小学校	塩焼5丁目9番8号	047-397-1231	○	○
35	稲越小学校	稲越3丁目21番8号	047-373-8401	○	○
36	大和田小学校	大和田1丁目1番3号	047-378-5001	○	○
37	福栄小学校	南行徳2丁目2番1号	047-397-8115	○	○
38	妙典小学校	妙典2丁目14番2号	047-399-5891	○	○
39	第一中学校	国府台2丁目7番1号	047-371-6045	○	○
40	第二中学校	須和田2丁目34番1号	047-371-6188	○	○
41	第三中学校	曾谷3丁目2番1号	047-371-7341	○	○
42	第四中学校	中山1丁目11番1号	047-335-3431	○	○
43	第五中学校	大野町3丁目1993番地	047-337-8344	○	○
44	第六中学校	鬼高3丁目16番1号	047-370-0535	○	○
45	第七中学校	末広1丁目1番48号	047-357-3183	○	○
46	第八中学校	大和田4丁目9番1号	047-370-1394	○	○
47	下貝塚中学校	下貝塚3丁目13番1号	047-371-8800	○	○
48	高谷中学校	高谷1627番地1	047-328-0211	○	○
49	福栄中学校	福栄3丁目4番1号	047-396-0701	○	○
50	東国分中学校	東国分3丁目5番1号	047-371-5963	○	○
51	大洲中学校	大洲4丁目21番5号	047-378-5783	○	○
52	南行徳中学校	南行徳2丁目2番2号	047-397-5910	○	○
53	妙典中学校	妙典5丁目22番1号	047-395-5811	○	○
54	須和田の丘支援学校	須和田2丁目34番1号	047-371-2258	○	○
55	須和田の丘支援学校(稲越校舎)	稲越3丁目21番8号	047-373-9000	○	○
56	塩浜学園	塩浜4丁目5番1号	047-397-1250	○	○
57	大洲幼稚園	大洲4丁目3番12号	047-370-3648	○	○
58	南行徳幼稚園	欠真間1丁目6番15号	047-358-5333	○	○
59	百合台幼稚園	曾谷6丁目10番1号	047-373-8937	○	○
60	塩焼幼稚園	塩焼5丁目9番1号	047-397-3857	○	○

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 市川市立学校等飲料水及びプール水水質検査業務委託

2. 委 託 場 所 市川市市川2丁目32番5号 市川小学校 外61校(園)

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委 託 金 額 _____ 円 (単価契約の場合は
総額を記入してください)

5. 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日